

令和7年度 第2回観音寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

1 日時：令和7年12月18日（木） 午後7時開会～午後8時00分閉会

2 場所：観音寺市役所 201・202会議室

3 出席者等

出席委員 10名

久保田 恭生	三好 兼光	白谷 耕平	瀬戸 浩之
合田 和生	合田 千枝	細川 博三	三谷 光雄
中野 泰良	島田 路也		

欠席委員 4名

秋岡 理己	小野 克明	楠本 香久子	石川 太郎
-------	-------	--------	-------

傍聴人 なし

事務局職員出席者

観音寺市長	佐伯 明浩
健康福祉部長	井上 力
健康増進課長	横山 順一
税務課長	平岡 敬次
健康増進課長補佐	徳永 恵津子
健康増進課国保医療係長	高木 啓彰
健康増進課国保医療係員	合田 聖

4 議事

〔1〕開会

○司会

お待たせいたしました。定刻がまいりましたので、ただ今より令和7年度 第2回 観音寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

まず、会議に先立ちまして本日の委員の定足数について、ご報告申しあげます。

本日は、4名の委員から、都合により欠席の旨の連絡がありました。委員定数 14名の内、ただ今 10名の委員の出席をいただいております。よって、運営に関する協議会規則第6条の規定による定数に達しており、本会が成立することをご報告いたします。

議事に入る前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の議事に関する資料を事前にお送りしましたが、ご持参いただいておりますでしょうか。お手元にない方は、済みませんが挙手をお願いします。

〔2〕市長あいさつ

それでは、はじめに 観音寺市長 佐伯明浩よりごあいさつを申し上げます。

○市長あいさつ

〔3〕会長あいさつ

続きまして、細川会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長あいさつ

○司会

ありがとうございました。

ここで、運営協議会の内容について、周知。

- ・ホームページでの会議録の掲載について
- ・開催日時のアンケート結果の報告について
- ・前回のご質問に対する資料の配布について
- ・所用により市長退席

○司会

ここで諮問と答申について、簡単にご説明いたします。

○事務局

失礼いたします。健康増進課長でございます。よろしくお願ひいたします。今回、協議会に諮問という手続きをとらせていただきました。簡単にご説明させていただきます。諮問とは、ある事案等に対して、有識者で構成された審議会・協議会等に問い合わせを行い、意見や見解を求めるところでございます。本市においては、国民健康保険運営協議会規則第2条に定めがございます。諮問を受けた協議会はそれに対して回答や意見をいたします。それを一般に答申と言います。市は、受けた答申の内容を尊重して参りますが、必ずしも答申の内容のとおりにしなければならないということではございません。以上でございます。

○司会

それでは、議事に移ります。議事の進行につきましては、協議会規則第7条第1項に「協議会の議長は会長がこれにあたる」と規定されておりますので、細川会長に議長をお願いいたします。

〔4〕会議録の署名委員の指名

○会長

規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

まず、本日の議事に入る前に、会議録の署名委員を指名させていただきます。久保田恭生委員、合田千枝委員に署名委員をお願いします。よろしくお願ひいたします。

〔5〕議事

それでは、議題にはいります。

議題第1号「観音寺市国民健康保険財政健全化に向けて」事務局より説明を求めます。

○事務局

失礼します。それでは、12月4日付で観音寺市長から、運営協議会長に諮問をさせていただきました。その内容について資料に沿ってご説明いたします。表紙の下側の2ページは国民健康保険の仕組みを紹介したものになります。

3ページをお開き下さい。本市国保の現状等ということで、県との関係や、今後、県下で保険税の統一が予定されていること、また、令和8年度から、子ども・子育て支援金を上乗せした税額となることを説明しています。

また、本市の国保の被保険者数は約1万人で、10年前に比べますと5,000人ほど減少しています。一人あたり保険給付は46万5千円で、10年前と比べますと約9万5千円ほど増加しています。

子ども・子育て支援金制度は、右の5ページに説明しておりますが、児童手当や妊婦・育児支援を拡充する財源として、全ての医療保険を通して徴収する仕組みとなっています。令和8年度から段階的に加算となります。

4ページに戻っていただきまして、県内8市の国保税の課税状況及び徴収率を示しております。当市の国保税の額は、県内8市の中では2番目に安い金額となっております。徴収率につきましては、令和6年度の実績で93.03%です。

右の6ページをお願いいたします。令和7年度の決算の見込みです。現在の推計では、約5千万円の収支不足が生じる見込みとなっております。貯金にあたる基金の残額は600万円程度しかございません。

また、令和8年度分の香川県への納付金が約1億5千万円増加することが通知されました。こうなりますと、令和8年度の決算時には、約2億円程度の収支不足となることが予想されます。

7ページをお願いいたします。この収支不足の回避策として、1から4の案を示しております。

1は、不足分を県から借り入れるもので、借りた資金は、1年据え置いて令和9年度か

ら3年間で返済しないといけません。2回目を貸してくれるかどうかの対応については未定であります。

2は、一般会計から不足分を繰り入れるもので、ただし、最近の状況として、一般会計からの決算補填繰入については、全国的に排除する動きがあります。また、一般会計の資金は、社保の被保険者を含む全市民からの税金ですので、国保以外の方にとって、自分の医療保険料の責任を果たしたうえで、自分の税金が国保に使われるという感情になります。

3は、繰上充用です。繰上充用は、翌年度の資金を先食いして、帳簿上、形式上ゼロ決算とするものです。無いお金を計上しますので、翌年度はその額分マイナスからのスタートとなるイメージです。これを繰り返しますと、累積赤字が増えていきまして、得策ではありません。

4は、税率の見直しを行えば、翌年度からの増収につながります。

令和7年度につきましては、この1から3の中で対応する必要がございます。

8ページをお願いします。ここに市の考えを書いております。7年度の収支不足回避策として、香川県から資金を借り入れたいと考えております。ただし、2回目以降は未定ですので、策としては、今後あてにできるものではありません。そういったことから、より一層の徴収率の向上に取り組むとともに、税率の見直しを行いたいと考えています。

9ページをお願いします。国保税の見直しの案を示しております。

まず、①のこども・子育て支援分ですが、ほぼ全国一律に同様の加算が行われます。令和8年度は、一人あたり年間約3,000円の増額です。令和9年度は4,200円、10年度は5,400円の増額となります。

②の収支不足分の解消についてであります。先ほどご説明いたしました中に、香川県への納付金の額の年度ごとの増減が読めないことと、その増減額が大きいということがありまして、市が目標とする増収額分の金額を定めることができると非常に困難であると判断いたしました。

そこで、市で目標額を作るのはなく、県が示す標準税率を目標にするという案といたしました。

標準税率というのは、香川県が作成する税率で、観音寺市の被保険者数や給付の状況などから試算した結果、この程度の税率が適当であるというものです。しかし、概ね黒字を見込めるように少し高めに設定されていることが考えられます。

この標準税率で試算いたしましたところ、後で説明をいたしますが、現在の税額と大きな差が出ました。標準税率を用いた税額に一度に変更してしまうと、被保険者の皆様に大きな影響・負担をかけてしまいます。

そこで、2年に分けて、1年目は差額の50%分を上乗せする。2年目は、さらに50%を目標といたしますが、100%とすることが税額の上げすぎになってしまうことは避けたいと考えています。ですので、8年度中の税収の増額や9年度の県納付金の額などをみて、2年目の上げ幅を決めるという案としています。2年目の具体的な数字は今のところ、はっきり

とはお示しできません。

また、見直し後の税率・税額が適当かどうかについては、毎年評価し、検証を行いたいと考えています。

次に、実際の標準税率と 50%の試算、100%の試算、また、モデル世帯での影響額について担当より説明いたします。

よろしくお願ひいたします。それでは座って説明させていただきます。お配りしている資料を前に映しています。

資料 2をお開きください。子ども子育て支援金について説明させていただきます。

香川県が 11 月に行った納付金算定の仮算定の結果によると、観音寺市が香川県に支払うべき納付金額は 30,859 千円と示されました。

香川県全体では 4 億 6300 万円を国に納付する必要があり、それを県内の市町に被保険者数や所得によって割り振られております。

本市に割り振られた 30,859 千円を賄うために、所得割率 0.27%、均等割額 1,063 円、平等割額 683 円が必要となります。

モデルケースで説明します。

モデル①、65 歳の 1 人世帯、年金所得が 40 万円(年金収入 150 万円)のケースです。

現行だと年額 20,000 円が、年 500 円増額の 20,500 円になります。

モデル②、65 歳の 1 人世帯、年金所得が 70 万円(年金収入 180 万円)のケースです。

現行だと年額 63,200 円が、年 1,600 円増額の 64,800 円になります。

モデル③、70 歳の 2 人世帯、年金所得が 100 万円(年金収入 210 万円)のケースです。

現行だと年額 113,600 円が、年 2,900 円増額の 116,500 円になります。

モデル④、60 歳の 2 人世帯、給与所得が 150 万円(給与収入 230 万円)のケースです。

現行だと年額 223,200 円、が年 5,200 円増額の 228,400 円になります。

モデル⑤世帯主 42 歳、子ども 2 人の 4 人世帯、世帯主の所得が 300 万円、妻所得 50 万のケースです。現行だと年額 481,000 円、が年 10,000 円増額の 491,000 円になります。

子ども子育て支援金については、国保だけでなく、後期高齢者医療や社会保険の方もすべて対象となります。この数値は現在、仮算定による試算となっています。12 月中に国の予算編成の結果により、県が 1 月年明け早々に本算定の結果を通知してきます。例年、仮算定と本算定に大きな差はないですが、本日提示した数値が少し変わることになりますのでご了承ください。

資料 3をお開きください。保険税率の改正についてお示ししております。

国保税については計算の過程で、医療分、後期支援分、介護分と 3 つに分けられております。

簡単に説明させていただきますと、医療給付費分については、医療給付費などに充てられ

る費用となっております。

後期高齢者支援金分につきましては、75歳以上の方が全員加入する「後期高齢者医療制度」の医療費の一部について、皆さんからの支援として、ご負担いただくものです。

介護納付金分につきましては、40歳から64歳までの方は、介護保険の第2号被保険者となります。介護保険の第2号被保険者としての保険税となっております。

先ほど説明した子ども子育て支援分は、新たに4区分目が創設されたとお考えいただいたらと思います。

3区分それぞれで所得に応じて計算される「所得割」、加入者の数に応じて計算される「均等割」、1世帯に定額でかかる「平等割」が計算されます。

表左の「現行」については、3区分（医療分、後期支援分、介護分）を合計すると、所得割が12.1%、均等割が40,400円、平等割が36,500円となっております。

青囲みの「県が示す標準税率」に関しては、所得割が現行より3.15%高い15.25%、均等割が現行より20,439円高い60,839円、平等割が現行より858円高い37,358円となっております。

今回の改正案、県が示す標準税率と現行の差の2分の1を上げる案としております。この場合ですと、所得割が現行より1.58%高い13.68%、均等割が現行より10,220円高い50,620円、平等割が現行より429円高い36,929円となっております。

つづいて、課税見込額の比較です。課税額としては、「現行」が約10億6,900万円です。それを青囲みの「県が示す標準税率」にあわせたとすると、約2億1千万円増の12億8,000万円となり、今回の改正案ですと約1億円増の11億7,000万円となる見込みです。

次のページをお開きください。市の増収分の試算です。

さきほど説明した課税額については、税率をもとに計算した結果であり、そこから直近の徴収率93%をかけ収入見込額を計算しますと、10億9,400万になります。

また、税率を改正することによって、国保税の他に基盤安定繰入金というものも変動があります。基盤安定繰入金とは、そもそも国民健康保険は高齢者や低所得者が多く保険税の負担能力が低い一方、医療費水準が高いという構造的な課題を抱えていることから、国県市など公費による支援があります。

一つは低所得者に対して7割軽減、5割軽減、2割軽減という軽減措置がありますが、その保険税軽減相当額を補填する税軽減分というものがあります。

二つめは、保険税軽減対象となった被保険者数に応じて額が決まる保険者支援分といいうものがあります。この二つを合わせて基盤安定繰入金として国県市が負担をしております。基盤安定繰入金を3億1,000万として試算すると、現行と比べて約1億2,400万円ほどの増収が見込まれております。

つづいて、モデルケースの説明をします。モデルケースについては、子育て支援金と合わ

せて算出しています。

モデル①の場合だと、現行だと年額 20,000 円のところ、県の標準税率に合わせると年額 3,800 円増額の 23,800 円、改正案の場合、年額 1,800 円増額の 21,800 円になります。

モデル②の場合だと、現行だと年額 63,200 円のところ、県の標準税率に合わせると年額 10,200 円増額の 73,400 円、改正案の場合だと年額 5,100 円増額の 68,300 円になります。

モデル③の場合だと、現行が年額 113,600 円、県の標準税率に合わせると年額 21,300 円増額の 134,900 円、改正案の場合だと年額 10,700 円増額の 124,300 円になります。

モデル④の場合だと、現行が年額 223,200 円のところ、県の標準税率に合わせると年額 67,100 円増額で 290,300 円、改正案の場合だと、年額 33,600 円増額の 256,800 円になります。

モデル⑤の場合だと、現行が年額 481,000 円、県の標準税率に合わせると年額 138,700 円増額の 619,700 円、改正案の場合だと、年額 69,400 円増額の 550,400 円という試算になりました。

県が示す標準税率とした場合、現行との乖離が大きいため、改正案としましては標準税率との差の 2 分の 1 とした案を採用したいと考えております。

次のスライドをご覧ください。香川県内の税率の分布図です。横軸が応能割と記載しておりますが、これは所得割率です。

縦軸は応益割を記載しておりますが、これは均等割率と平等割率の合計です。現行の本市の税率は緑色です。8 市の中では低い水準であることが分かります。これを県が示す標準税率とした場合は、青色まで上がることになります。

今回の改正案としては、赤色に位置し、B 市 C 市 D 町よりは低いですが、県内では高い水準に達することとなります。

最後のページをご覧ください。縦軸は現行との影響額、横軸を影響する世帯数でグラフにしております。棒グラフの赤色が改正案で示しております。縦軸の増加幅は、5,000 円までの世帯が約 2,200 世帯、増加幅が 5,000 円から 1 万円までの世帯が約 1,500 世帯、1 万円から 2 万円までの世帯が約 1,700 世帯、となっており、ここまでで、約 5,400 世帯となっており、国保は全体で約 7,000 世帯ほどあります。2 万円までの増加で約 8 割の世帯が該当します。

事務局からの説明は以上となりますが、皆様への諮問事項として、

- ・令和 7 年度は、県から資金を借り入れて決算をする。
 - ・国保税率を、県の標準税率を目標とする。ただし、被保険者への影響を軽減するために、令和 8 年度は上げ幅を 2 分の 1 とする。
 - ・令和 9 年度は、令和 8 年度の状況をみて、上げ幅を検討する見直しを行う。
- という内容であります。

本市は、これまで国保税を上げてきませんでしたので、少しづつ財政状況が悪化してきま

した。この財政状況を改善する案を提案させていただいております。この後、慎重にご審議のうえ、どうぞご理解を賜りたいと考えております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。以上で終わります。

○会長

議題第1号議案について、事務局から説明がありましたが、何かご意見・ご質問がございましたらお願いします。

« 質 疑 1 »

○委員

国保の財政が悪くなっているというのは理解できるんですけども、昨年度の運営協議会の時にもそういう話が全然無くて、急に今年8月の国保の協議会の時に財政が悪いのでまた寄ってもらい検討していただくというような話になってます。

市としては、国保税の徴収率が93%くらいですけれども、今年度それ以上に1%でも2%でも向上するような取り組みをしたのか。国保の財政がこのように悪くなっているというような認識を国保の被保険者に問う事はあったのか。市はどのような取り組みをしてきたのか。ただここに来て値上げだけしたいという話は、今事務局から話があったんですけれども、値上げするのが、70%の世帯が2万円程度くらいだからという話ですけれども、国保の今の人�数は約1万人くらいですから、市民の4分の1くらいが国保の方で、国保の方は自営業の方、また年金生活者の方がほとんどです。で、国保の自営業の方は、ベースアップされるわけでもなく、年金生活者の方もベースアップされるという事でもないので、急にここにきて、運営協議会に諮問して値上げをしたいという話は少し拙速すぎるのでないかと思います。市のお考えを聞きたいです。

○事務局

失礼いたします。委員さんの質問の中で、徴収率なのですが、国保税の場合は、低所得者、後期高齢前の高齢者がいらっしゃいまして中々納付状況が厳しい状況です。ですが、最近は徴収率が下がる傾向でございましたので、現年分については差し押さえをあまり行ってきませんでした。ですが今年度は、積極的に普通徴収の方でだいたい3期くらい滞納があれば預金調査をかけて、預金があれば差し押さえを積極的に頑張っております。徴収率については以上です。

失礼いたします。ご質問にお答えいたします。急に収支不足になって税率を上げたいと市のほうから提案させていただいております。それは本当にそのとおりでございます。これまでも国保の運営につきましては、基金があるうちは、「まあなんとかなるだろう。」という考え方もあったところで、そこは反省しないといけないと考えております。ただ、県への納付金

が極端に、といいますか、こちらの試算を超えて求められてきたというのが大きいところです。これが1回だけなのかそれも分からなかったのですが、そういった事情もございました。

先ほどご説明いたしましたが、1億5千万円も来年は「多く払いなさい。」というお話になっております。これを県のほうにお尋ねいたしましたところ、県の財政運営を優先しているような口ぶりがありまして、県のほうの都合でといいますか、県のせいにしてはいけないのですが、今年は県の基金を沢山取り崩して、貯金をおろして市町への負担を小さくしていますが、それを令和8年度は基金からの繰り入れを0にするという事を聞きました。そういった事で観音寺市では1億5千万増えると。これが令和9年度10年度にどのようになるのか、県のほうにも「教えてください。」とお願いをしても教えてくれません。「県のほうの都合なんです。」と。そういった事もありまして安定した財政運営が今後できないという事が確定といいますか、そのような事情になっています。

それから始めに申し上げましたが、今年度の基金が600万円まで落ち込んでおりまして、収支不足の大きさからしますと、この600万円ではとても賄えるものではございません。何とか今年の決算をして、7年度から8年度以降に収支が合うような策を考えないといけない、という事を急に考えたところでございます。もちろんそういった事情ですので、市民の皆様に国保の財政が今すごく悪いといいますか、そのような説明はできていないのが本当のところでございます。

○会長

その他ご意見ございませんか。

« 質疑 2 »

○会長

それでは、徴収率の改善に努めているという話でしたが、例えば観音寺市で徴収率が93.03%ですが、例えば、県内のどこかと比較すると順位は付くのですが、A市並みに95%くらいになれば、どれくらい財政的に改善するのですか。

○事務局

約1%徴収率が上がることで1千万円の税収増額です。ですので2%程度上がりますと2千万円の徴収額が上がります。だいたい1%で1千万円と考えていただきたいです。

○会長

その他ございませんか。

« 質疑 3 »

○委員

仮に来年度県の示す税率の2分の1を上げたとして、次の9年度は、どういう状況になるか分からぬといふお話をされていましたけど、毎年2万円ずつ国保税を上げるといふ話になると、なかなか難しい状況になるのではないかと思いますけれども。そのあたりの話はどういうふうに考えられているのでしょうか。

○事務局

令和8年度で県の示す標準税率というものは信用できる数字だと思っております。ですので、その数字まで上げると観音寺市の国保の財政は安定した運営ができるはずだということを考えております。一度にそこまで上げてしまうと2万円ではすます4万円になつたり、高所得の方は10万円の幅で上がってしまう。それは非常にご負担が大きいという事で半分ずつ2カ年でという案を作っています。

2万円という数字は世帯ごとによるのですが、例えば令和8年度に2万円上がる世帯があったとします。令和9年度に100%にするとさらに2万円上がると思いますが、市としましては標準税率を目標といながらも、上げすぎということはしたくありません。皆様のご負担は最小にしたいということを考えております。その釣り合いをみて、令和9年度を決めたいと考えております。ですので、毎年見直しを行うと言いましても、令和9年度の、詳しい数字はお示しできませんが、例えば1年目に50%、2年目で80%とか90%とか70%とか100%とかそういう数字にしたとします。2万円が例えば3万円になるとか、3万5千円になるとか最高でも4万円になるでしょう。4万円になったとすれば、もうそれ以上に上げる理由が無いといいますか、県の示す標準税率に達していれば安定した財政運営ができると信じています。できるだけ皆様の負担が小さいところを来年探したいと考えております。以上です。

○委員

はっきりと市の方針が決まっていないですけれども、私の希望とすれば令和7年度は決算を繰上充用等で終えて、令和8年度の赤字は県の国保から借り入れる予定にして、9年度は借りることができないので、令和8年度は様子を見て保険税率を上げるというような方法は考えられないですか。

○事務局

お示しした案を作る時にそれも一つの案として、1年待って上げたときにどうなるのかという事も考えました。結局といいますか、税を上げるのが遅ければ遅いほど、後でその挽回幅が大きくなるということです。赤字を1年計上して税を上げた場合、2年計上して税を上げた場合、やはりその赤字を計上した年数が多いほど後で挽回しないといけない部分が大きくなります。そうなりますと皆様への負担がより大きくなってしまうと考えて、今回は赤字を早めに解消したいということからこの案を採用しております。以上です。

« 質 疑 4 »

○会長

私からよろしいですか。赤字という事は、いわゆる法定外からの繰り入れをしなければならない。そういう理解でいいですか。法定外繰り入れをこの何年間は出さないということできてたような記憶があるのですが。法定外繰り入れがあるのがB市と観音寺市、そういう時期があって、「無くしましょう。」というようなデータを見たことがあります。

○事務局

お答えいたします。一般会計からの繰入金については、法定内繰入と法定外繰入というものに分かれておりまして、法定外繰入の中でも「これを除いて良い。」という経費を差し引いても尚残ったものについては、国保会計を決算補填するために入れた繰入金という事になります。

この決算を補填するための繰入金をしないようにというのが平成30年に県での広域化あたりから言われるようになっております。そしてその決算補填の繰入金を最後までしていたのが、観音寺市ですけれども、令和4年度決算の時に一旦解消されており、令和2年度までB市が残っておりました。令和4年度の決算で一旦決算補填が無くなってはいたのですけれども。令和5年度6年度については、市の国保の基金を取り崩しながら決算補填をしないように取り組んでいたところだったのですが、その基金も今無くなつたという事で、このような状態になっております。

○会長

決算補填ということは、本来なら国保財源の中で、自分の会計の中で回すのが本当ですけれども、市の違う税金を入れた。こういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局

そういうことになります。市の一般会計からの市税をもとに国保の特別会計を黒字にしたかたちとなっております。

« 質 疑 5 »

○会長

事務局にお聞きしますが、答申はこの会議で決めてしまうのですか。また、いつまでに返したらよろしいですか。どういったかたちで進めたらいいのか。

○事務局

今日だけで、とは考えていないです。皆様のお考えが決まった時点でお願いできたらと考

えています。遅くとも1月中にお願いできたらと考えています。

○会長

最終的には評決みたいな形をとればよろしいですか。

○事務局

そこはお答えすることはできません。皆様でお決めになっていただけたらと思います。

○会長

概ね事務局の案に賛成か反対の意見とか、先ほどの委員さんのご発言のように今の時点では先に延ばしたほうがいいだとか、そのようなご意見があるかと思いますが、皆さんご意ありますか。

委員から意見なし

○会長

中々慎重な判断になるかと思いますので、議論を尽くした上で決めたいと思います。

今回で答申を決めなくていいのでしたら一旦ここは継続で審議するということで、次回までに皆さんご意見まとめていただいて、議論したうえで答申したいと思います。いかがでしょうか。意見が無い状態で決めるのもどうかと思いますので、今一度、事務局から説明がございました意見をご検討いただいて、次回に審議を継続して決めたいと考えますがいかがでしょうか。

委員一同頷く。

○会長

答申案は事務局としては、具体的にどのような案をお考えでしょうか。

○事務局

失礼します。今回の諮問自体が細かい数字をお示ししたものではなくて方針といいますか、考え方についてのご意見をお伺いするものとしておりますので、答申としては、「適当と認められる。」「適当と認められない。」後は付帯事項を付けていただくことで次回を考えております。

○会長

分かりました。皆さん課長から説明があった答申の案は「適当と認める。」あるいは「適

当と認められない。」 そういった考え方を、一度今日の資料を熟読していただいて、次回述べていただきまして、まとめたいと思います。

○委員

本日、答申は延ばすという話なんですけれども、次回、来年の1月のいずれかの日に再度国保の運営協議会を催すので、それまでに市としては給付のほうが多いからこのような事になっているので、どういった取り組みをして給付を少なくするかという方策を、国保の被保険者にも何らかの対応をとらないといけないと思うんです。どういった取り組みを来年度、令和8年度は行うかという案を、それまでに検討していただきたいなと思いますのでよろしくお願ひします。

○会長

事務局いいですか。

事務局頷く。

○会長

そういうことで、1号議案については次回継続審議というかたちにしたいと思います。次に議題第2号議案、その他についてですが、なにかございませんか。

〔6〕閉会

○会長

他にございませんか。

これをもちまして、令和7年度 第2回観音寺市 国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。長時間にわたりご審議いただき、お疲れさまでした。

今後とも、国民健康保険事業に対し、委員皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。